

## 外国人研究生について

外国人研究生とは、学部、研究科等において専門分野に関する研究をしようとする者のための制度で、研究期間を終了しても学位、資格等は与えられません。

大学院入学希望者の多くが、大学院入学試験の準備期間としてこの制度を利用しています。

なお、外国人研究生の制度は、学部、研究科等により取扱いが異なることがありますので、さらに詳しいことを知りたい場合は各学部、研究科等の担当（27、29ページ参照）へ問い合わせてください。

### 出願資格

[学部、附属研究所または学内共同教育研究施設への入学]

- (1) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了し、日本の大学または短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

[大学院への入学]

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

### 出願手続

外国人研究生として入学を希望する者は、指導予定教員の了承を得た上で、次の書類に検定料等を添えて、希望する学部、研究科等に提出しなければなりません。出願手続は、来日の手続きのために通常かなりの期間を要しますので、遅くとも入学時期より4カ月前までに完了しておくことが必要です。

- (1) 外国人研究生許可願（所定の用紙を使用）
- (2) 履歴書（所定の用紙を使用）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（日本に居住している方のみ）
- (5) 出身学校長または所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書（所定の用紙を使用）

この他に、入学を希望する学部、研究科等により TOEIC® や日本語検定試験等コミュニケーション能力を評価する成績の提出が必要ですので、当該学部、研究科等にご確認ください。

一部の学部・研究科・センターでは、インターネット出願を利用できます。

詳細は、各学部、研究科等の出願案内を参照してください。

### 選抜方法

選考は、原則として提出された書類により行われます。

### 入学時期

外国人研究生の入学時期は、原則として毎学期のはじめ（4月・10月）です。

### 研究期間

外国人研究生の研究期間は、1学期または1学年間です。ただし、研究上必要な場合は、研究期間の延長を願い出ることができます。

### その他

- (1) 勉学・研究内容などを具体的に記入した研究記録、例えば「研究日誌」等により、研究の進捗状況を確認します。
- (2) 外国人研究生が、研究料を入学後3ヶ月以内に納入しなかった場合は、研究許可の取消を行います。

